

施設名	青梅市民斎場		
指定管理者名	富士建物管理・富士建設工業共同体（代表者）富士建物管理株式会社		
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	担当課	市民課
設置目的	青梅市において、住民基本台帳に記録されている者または青梅市墓地公園の使用許可を受けた者が死亡した場合（市民等の配偶者が死胎を分べんした場合を含む。）において、当該死亡した者の葬儀を行うため。		

評価ランク	評価内容
S	協定等を遵守し、仕様よりも優れた管理であった。
A	協定等を遵守し、仕様に沿った管理であった。
B	協定等を遵守し、おおむね仕様に沿った管理であったが、一部に課題があった。
C	協定等を遵守できず、仕様に沿った管理ができなかった。

評価項目	評価内容	評価方法	指定管理者評価	評価理由	担当課評価	
管理状況	適性な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。 ・業務の履行(清掃・巡回の回数など)は適切か ・人員配置は適切か。 ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など	事業報告書 月報 マニュアル	S	業務の履行、人員配置については適切に行いました。また協定や事業計画に沿った管理を行いました。	S
	事業報告	定められた期間での報告および連絡が指定管理者からされているか。	事業報告書 月報	A	報告や連絡は遅滞なく行いました。	A
	安全性の確保	管理区域内の安全性については十分に確保されているか。 ・施設の安全性は確保されているか ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など	月報 現地調査 ヒアリング	S	業務員全員で安全性の向上に取り組みしました。 新型コロナウイルス感染症対策として、換気のための式場、ロビーの網戸作成と式場の間引いた椅子を乗せる台車の作成を行いました。	S
	法令等の遵守	個人情報保護のための体制、書類および情報の整理および保管等は適正であるか。 ・市への報告は適時、適切にされているか など	事業報告書 月報 マニュアル	A	個人情報を含む文書は鍵のついた場所に保管、またはシュレッダーにかけるなど適切に処理しています。	A
	業務記録	業務等の記録は、適正に作成、整理および保管がされているか。	月報 現地調査	A	業務記録、日誌、月報などは適切に保管、提出しています。	A
	緊急時対応	災害時等の緊急時の体制は整っているか。	月報 マニュアル	A	緊急時における役割分担を徹底し、非常食や防寒シート、懐中電灯などの非常用備品を常に整えています。 年1回の東京都広域火葬通信訓練を実施しています。	A
		災害時等の緊急時の対応研修、訓練等を行っているか。	事業報告書 月報 現地調査	S	年2回の防災訓練を行いました。 職員はもとより、利用者の新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液の設置個所を増設し、手洗い、消毒の励行を促すポスターを作成し出入り口やロビーに掲示しました。 新型コロナウイルスの情報を常にチェックし、適宜対応しています。	S
適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか ・建物や器具の破損、物品の紛失等はあるか など	事業報告書 月報 現地調査 ヒアリング	A	定期的に保守点検を行い施設の管理に努めています。経年劣化による建物の破損や設備の故障などは市民課と相談のうえ、適切に修繕を行っています。	S	

事業効果等	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか ・事業の計画、実施、成果は計画どおりか など	事業報告書 月報 現地調査 ヒアリング	S	透明性と公平性を重視する。個人情報保護を徹底する。安心、安全に対する意識の向上。施設の適切な維持管理など、事業計画に沿ったサービスを行いました。新型コロナウイルス感染症対策として、葬儀終了後、式場と会席室の椅子、その他テーブル、手すり、ドアノブ等のアルコール清掃を実施しています。	S
	利用の状況	事業計画どおりの利用状況となっているか ・利用者は事業計画どおりか(環境の変化など外部要因を考慮)	事業計画書 事業報告書 月報 現地調査 ヒアリング	A	前年度比で、斎場使用料がマイナス966万円となっていますが、近年の葬儀形態の変化(小規模化)の他、新型コロナウイルスの影響もあり、通夜の実施率が昨年度85.64%に対し64.9%、会席室使用時間が同2,670時間に対し481時間に減少したことなどが考えられ、斎場としては適切な対応であったと考えます。	A
	利用者意見の収集	利用者アンケート等を年1回以上実施し、利用者意見の収集をおこなっているか	月報 アンケート	A	アンケートBOXを設置を設置し、広く利用者の声を収集するよう努めています。	A
		利用者の満足度を得られているか ・職員の接客対応、利用条件等は適切か	現地調査 ヒアリング アンケート マニュアル	S	新型コロナウイルスの影響で、通夜の一般会葬時刻を早めたり、告別式みの葬儀が多くなったことに対し、可能な限り14:30(以降)に通夜の準備開始ができるよう清掃や組替え作業を敏速に行ったり、朝の開場時刻を可能な限り葬儀社の意向に沿うよう対応しています。 接客に関しては接遇研修を年2回実施し、従事者全員の意識の向上に努めています。また利用条件については条例を遵守するとともに、常に公平を心がけています。	S
	利用者意見に対する対応	利用者アンケート等による意見に対し、適切に改善策が講じられているか	月報 現地調査 ヒアリング	S	解消できなかった仕出し等の搬入口の段差をバリアフリー化することができました。	S
	行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の設置目的を達成しているか ・市および関係機関との連携が適切に行われているか など	事業報告書 月報 現地調査 ヒアリング	A	新型コロナウイルス感染症対応に関しては、近隣斎場の対応をヒアリングしつつ、青梅市の方針に従い可能な限りの会葬者の受入れを行っています。	A
	その他提案内容等	指定管理者選定時に提案のあった事項等について、提案とおりに実施できたか	指定管理申請書 事業報告書 現地調査 ヒアリング	A	透明性と公平性を重視する。個人情報保護を徹底する。安心、安全に対する意識の向上。施設の適切な維持管理など、指定管理申請書で提案した事項を実施しました。	A

会計	処理	管理業務の会計に関する帳簿、書類の整備および保存は適正にされているか。	事業報告書 現地調査 帳簿類	A	斎場の使用申請書等は担当者と責任者が2重でチェックしたのち適切に保管しています。領収書は入金の際に市民課にコピーを提出し、透明性を維持しています。	A
	管理	現金等の管理は適正であるか。また、金庫等の鍵の管理は適正であるか。	事業報告書 現地調査	A	現金は金庫に保管し常に鍵をかけています。夜間は金庫を入れているロッカーの鍵は1階の管理室で保管しています。また現金は週に1度以上市役所内の金融機関に入金しています。	A
収支状況	施設の収支決算状況	赤字決算に陥っていないか。予算と決算に大きな相違があった場合はその相違の理由が的確である。	事業報告書 帳簿類	A	電気代の予算が11,583,000、決算が9,802,368。燃料費(灯油)の予算が6,994,350、決算が4,465,175と大きな開きが出ました。電気については、新型コロナウイルス感染症の影響で来場者が昨年度比約62%減となったことや、通夜の実施率が同20%減となったことや、会席室の使用がほとんどなかったことなどが理由として挙げられます。灯油については使用量は昨年度と同量でしたが単価が約14円下がったこと、省エネ火葬が確立されてきたことが考えられます。	A
	指定管理者の収支決算状況	経常利益率(経常利益÷売上高×100(当期経常増益額÷経常利益×100))がプラスになっており、赤字決算に陥っていない。	決算報告書	A	経常利益率4.02%増、経常利益増加率25.54%増と、いずれもプラスであるため。	A
		借入金に依存した資本構造ではなく、自己資本比率(自己資本(または正味財産)÷総資本×100)が30%以上となっている。	決算報告書	B	自己資本比率が24.02%と30%を下回っているため。	B
流動比率(流動資産÷流動負債×100)が100%以上となっている、事業継続の安全性に不安がない。		決算報告書	A	流動比率が333.95%と100%以上となっているため。	A	

1 指定管理者自己評価における評価理由、意見等

評点	数	記入欄
S	6	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた1年であり、利用される方(業者・会葬者)の安心と安全を日々思う1年でもありました。三密回避が叫ばれる中、可能な限りの対応をまいりました。通夜の実施率の減少や会席室使用の激減等で斎場利用料の減少は避けられませんでした。そのような状況下ではありましたが、指定管理者の使命として施設の安全管理を念頭に置き、事業計画書に掲げた事柄は概ね遂行できました。</p>
A	14	
B	1	
C	0	

2 市の評価、意見等

評点	数	記入欄
S	7	<p>協定や事業計画の仕様は遵守されていた。さらに、利用者満足度向上のために、自前で施設補修や工夫を凝らした運営に努めていた。近年の葬儀形態の変化(小規模化)や民間斎場の増加によると思われる利用の減少についても、積極的に対策を検討し、市への提案を行った。簡易な施設修繕や業務改善等は指定管理者が自前で行うことも多かった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、仕様以上の取り組みを積極的に行っており、安全性の確保、利用者の立場を考えた管理を続けていた。</p> <p>斎場と火葬場は、富士建物管理・富士建設工業共同体として平成26年度から平成30年度までの前指定管理期間から引き続き、平成31年度から新たな指定管理期間として更新した。前指定管理期間以上に共同体として斎場と火葬場の連携をとって業務を行う姿勢が見られ、今後さらなる連携が期待される。</p>
A	13	
B	1	
C	0	